

# 公益財団法人日本パラスポーツ協会 コンプライアンス委員会規程

## 第1条（目的）

本規程は公益財団法人日本パラスポーツ協会(以下「本協会」)倫理規程第5条の規定に基づき、コンプライアンス委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

## 第2条（所掌）

委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 倫理規程第4条に定める遵守事項の推進に関すること。
- (2) 本協会長の諮問に応じ、意見を具申する。
- (3) 倫理およびコンプライアンスに関する方針、体制、規程等に関すること。
- (4) 倫理およびコンプライアンスの啓発及び教育に関すること。
- (5) 利益相反取引マネジメントに関すること。

## 第3条（委員）

1. 委員会に、次の委員を置く。
  - (1) 委員長 1名
  - (2) 委員 若干名
2. 委員は、会長が本協会理事、評議員又は学識経験者及び倫理規程第2条第2項に定める団体の関係者のうちから推挙する者を、理事会の決議により、会長が委嘱する。
3. 委員長は、委員の中から互選により決定される。
4. 委員会は、必要に応じ、専門的な知見を有する外部の専門家を陪席させることができる。

## 第4条（任期）

委員の任期は、委嘱日より開始し、本協会理事の任期と同じく終了する。ただし、再任を妨げない。

## 第5条（委員会）

1. 委員会は、少なくとも年1回開催する。
2. 委員会は、委員長が招集して、その議長となる。
3. 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

4. 委員長が必要と認めるときは、委員会に参考人の出席を求め、その意見を聴取することができる。
5. この規程に定めるもののほか実施に関し必要な事項は、委員会において定める。

**第6条** 本規程を変更しようとするときは、理事会の承認を受けなければならない。

#### 附則

1. この規程は、令和3年11月19日から施行する。  
なお、本規程の制定により、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会倫理委員会規程は廃止する。
2. 令和6年3月26日改訂。